

会 議 録

会議の名称	平成30年度第3回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	平成30年11月6日(火) <input checked="" type="radio"/> 午前・午後) 10時 開会 正午 閉会
開催場所	市役所本館6階 第1会議室
議長	岡田 春男(大阪学院大学法学部名誉教授)
出席者	今井 俊裕(弁護士)、浦野 祐美子(人権擁護委員)、岡田 春男(大阪学院大学法学部名誉教授)、新野 三四子(元追手門学院大学経済学部教授)、武本 睦代(公募市民)、森 隆知(立命館大学政策科学部准教授)、安尾 勝彦(公募市民) 【7人】 (敬称略、五十音順)
欠席者	なし
諮問実施 機関職員	藤後地域福祉課長代理、長野地域福祉課政策係長、石原係員 【3人】
事務局職員	中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、石川法務コンプライアンス課参事、樋之津法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長、福田係員、南係員 【5人】
開催形態	<input checked="" type="radio"/> 公開 / <input type="radio"/> 非公開
議題(案件)	(1) 避難行動要支援者名簿並びにひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯名簿の提供について (2) その他
配布資料	・議題(1) 諮問資料

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>【開会】</p>
事務局	<p>本日は委員7人全員が出席である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。</p> <p>本日の審議案件について、事務担当課からの諮問事項1件となっている。</p> <p>この後の議事進行は、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第1項の規定により会長に依頼する。</p>
岡田会長	本日傍聴者はいるか。
事務局	お一人いらっしゃいます。
岡田会長	傍聴者の紹介はないのか。
事務局	はい。
岡田会長	了解した。
	<p>【議題(1) 避難行動要支援者名簿並びにひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯名簿の提供について】</p>
岡田会長	<p>それでは本日の案件の審議に入る。議題(1) 避難行動要支援者名簿並びにひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯名簿の提供について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づく個人情報の外部提供の可否についてである。</p> <p>災害時避難行動要支援者並びに一人暮らし高齢者及び高齢者世帯に属する者に関する名簿については、災害時等における避難支援対策としてそれぞれ作成しており、平成27年11月に茨木市個人情報保護運営審議会に諮問し、答申をいただいた上で、茨木警察署、消防機関といった関係機関へ「紙媒体」により提供を行っているところである。</p> <p>しかし、「紙媒体」での名簿では、検索に時間を要する等効果的な活用が難しいのが現状である。そこで、外部提供先のうち特に緊急性を要する業務を行う茨木警察署及び消防機関に対して名簿を「電子媒体」により提供することを希望するものである。概要については以上である。</p>
岡田会長	次に、地域福祉課から説明をお願いします。
地域福祉課	<p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p> <p>説明は以上である。</p>
岡田会長	地域福祉課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。
安尾委員	<p>「電子情報」に関する安全対策について、いざというときに行動を起こすためには、おそらく警察の地域課や交番、派出所ごとに、受け取った電子</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
地域福祉課	<p>情報の分別をしておかないといけない。それはどうするのか、またそのときの管理はどうなっているか。また、電子情報の更新の頻度はどれくらいか。さらに、「複製を禁じる」と書いてあるが、どのように禁じるのか。最後に、パスワード管理者しかそのファイルを見ることができないということだが、緊急時にパスワード管理者が不在だった場合の対策は。</p> <p>まず地域でどのように分担するかということだが、今のところ想定しているのは、警察の中での管理は、24時間必ず誰かが常駐している場所のロッカーに入れることになると想定している。どこかのロッカーに入れるのではなく、中枢部分にある、幹部しか入れないところでの管理になるであろうということ、緊急時でもそこは誰か人がいる状況での管理となる。それを地域にどう振り分けるのかについて、警察としては、地域の交番等に民生委員のようにあらかじめ名簿を渡しておくというより、実際に案件が発生した時に初めて、断片的な情報も含めて検索をかけに行く。リストとして一件ずつ当たっていくことは現段階では想定していないと聞いている。ただ、地域の中でその情報を上手く使ってもらうために、電子データを渡すことができた時には、その管理方法等についても、十分気を付けてもらう必要はあると思う。</p> <p>更新時期については、紙媒体と同様、現状年1回の更新を考えている。その間に亡くなったり、転出されたり等、住民基本台帳上の動きはある。かといってその都度の更新は難しい。1月1日時点の情報をもって、2月か3月辺りで渡すという流れで進めているので、電子データについても同じ形で進めていくことになると思われる。</p> <p>次に、複製をどう禁じるか。これはCD自体をどう取り扱うかということでもある。コピー禁止という機能をCDに付加することはおそらく難しいと考える。現状、紙媒体は警察の依頼に基づき渡している。CDの管理も、警察の中で複製しないよう徹底することを確認の上、渡す必要があると考える。あわせてパスワード管理者が不在の場合の対応については、管理者が一人だけということ現実的ではないと考える。警察の中枢になる場所に入りができる者が複数人でパスワードを管理することが必要と考える。ただ、実際に電子データを渡していないので、もし渡すことになれば、このような意見もあることを伝え、調整が必要と考える。</p>
安尾委員	<p>地域福祉課は警察等と約束し、渡すまでが仕事かと思われるが、警察等は先どのように使うのか。そこを確認し、取決めをした上でないと、電子情報を渡すべきではないと考える。例えば更新頻度が年に1回で、その間に異動した人の情報が反映されていなくて、いざ何かしようというときに、この人がいるはずなのにいないとか逆のケースがあれば、電子情報が活躍できる場が狭まってしまう。せつかく電子媒体で渡すなら、警察や消</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
地域福祉課	<p>防はどれぐらいの頻度のデータがいいのかという議論をした上、電子媒体については紙とは別の考え方をするとか、警察に渡す場合いざというときのことを考えたら、派出所や交番に渡しておくのではなく、いつでも渡せるように分別はしておくとか。北の方で大雨等被害があったが、そういうときにそこだけのファイルをさっと検索できるとか、警察と消防での次のアクションを考えておく必要があるのではないかと。また、複製はされていないとしても、そのCDを回収して、どう管理するかというところまで、ルール化しておいた方がいい。ルール化というのは、地域福祉課での話と、渡した先がどう扱うかをきちんと見定める必要があるのではないかと考える。</p>
森委員	<p>特に更新をした後のCDは、基本的には交換する方法であるべきと考える。紙媒体も現在返却してもらおう形だが、やはりCDなのでその辺りはよりしっかり取り組む必要があると考える。</p>
地域福祉課	<p>まず1点目、民生委員の方はどういう位置付けなのか教えてもらいたい。諮問書の目的及び概要には、「消防、警察、民生委員」と書いてあり、外部提供先には「茨木警察署及び消防機関」と書いてある。ということは、民生委員にはこのデータを渡すのか渡さないのか。ここでは分からない。もし民生委員に渡すのであれば、外部提供先に民生委員も書いてないとおかしいが、そこはどうなっているのか。</p>
森委員	<p>前回の諮問の「紙媒体」については、民生委員に渡すという答申なので、そのような書き方になっている。今回の電子データの提供先は、茨木警察署と消防機関を想定している。民生委員・児童委員にはCDを渡すことは考えていない。管理が難しいのと、担当地区の範囲であれば、警察等に渡すデータほど分厚くならない。今回の諮問はあくまで電子情報の提供についての可否で、その電子情報を管理できる体制にあり、かつ緊急的に、より必要性が高いというところで、諮問書には茨木警察署及び消防機関を挙げている。</p>
森委員	<p>了解した。ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯援護事業事務として、民生委員には紙媒体で渡しているが、今回は電子媒体に限ってなので、茨木警察署及び消防機関に渡すということ。媒体はCDでよいと考えるが、電子情報はエクセルデータで渡すのか、CSVデータで渡すのか。また、紙媒体でも引き続き渡すと思うが、1万人から探すのは大変だから電子データにするとより早く探せるということだが、例えばエクセルのデータを渡してエクセルの検索機能を使うのか、エクセルの中で検索できるフォームなり何なりを情報システム課が作って検索できるようにするのか。CDをどのマシンで動かすのか、様々なマシンで動かせるということになれば漏えいする危険性も高まると思うので、その辺りはどうか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
地域福祉課	<p>CDの中に入れるデータとしては、CSVの形になると考えている。今のところ茨木警察署及び消防機関に渡すためだけに検索システムを作るというものではない。紙媒体と同じデータが電子情報で検索できる形で考えている。CDを入れるパソコンについては、インターネットに繋がるものは情報漏えいの問題があるので、この点も確認をしているが、茨木警察署の中では、ほとんどインターネットに繋げる状況にないとのこと。ただその中でも幹部しか使えないパソコンがあり、それは色々な情報を取り扱っていて、インターネットにも繋がらないと聞いているので、そのパソコンでの管理をお願いするという話をしている。消防機関もインターネットに繋がらない、内部でしか確認ができないパソコンがあるので、そこでの利用管理を想定している。</p>
武本委員	<p>民生委員の立場としてお伺いするが、私たちが預かる名簿は、民生委員に情報を提供してもいいと言われる方のみである。今回のこの趣旨でいけば、本人の承諾なしに市内の方の個人情報というが、全ての方の情報が入っているのか。</p>
地域福祉課	<p>前回の諮問の際にこの話があり、現在お渡ししている名簿は本人の同意に関わらず、全ての方が入った名簿をお渡ししている。</p>
武本委員	<p>近所に障害の方がおられるが、名簿には入ってない方もいる。だから同意をした方のみかと、私は思っていたのだが。</p>
地域福祉課	<p>確かにひとり暮らし高齢者名簿の歴史は長いので、元々はそうだったと聞いている。ただ半分くらいの方が同意されないということもあるため、前回の諮問の際に、同意無しでも名簿を整備し、民生委員であれば守秘義務もあるため、管理してもらうということで、今は全員を載せている形になる。ただ、先ほどの安尾委員の話にあったようにタイムラグが生じるので、その対象として挙がるべき方が入っていないということが起きてしまう。そういう要因で見守りの対象の方が名簿に入っていないというのは考えられる。ただ、11月の広報誌でも載せているが、載せてほしくない方については、別途連絡を頂いたら名簿から外すという形は取っているが、基本的には同意に関わらず全員載せるという運用をしている。</p>
武本委員	<p>実際に茨木警察署及び消防機関がいざという時に動いてくれるための情報提供ということでよいか。今回の地震等々災害が起きたが、その時に真っ先に茨木警察署及び消防機関が速やかに動いてくれたのか。日常でも消防機関からは毎年、高齢の方、単身者等の情報を教えてほしいと言われるので、そういう方については、ご本人の同意があれば情報提供しているのだが。</p>
地域福祉課	<p>今回はおそらくなかなか動きが取れなかった現状があると思われる。ただ我々も民生委員へのお願いと、アンケートが取れなかった方等に直接電話</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
武本委員	<p>や訪問をしたが、茨木警察署及び消防機関は怪我をされた事案等に優先的に動いていたということと、通報が殺到しすぎて実際に通じなかったという話も聞いているので、災害時に安否確認で我々と同じような形でリストに基づいて当たるのはなかなか難しいと思われる。ただ、ここに誰が住んでいるか等、実際に安否確認をしている中でどうしても繋がらない方がいるようなとき、あるいは別の場所で被災されている場合については、限られた情報で動かなければならないこともあることから、情報共有をしたいところである。今回実際に山の方が大雨になって避難指示が出たときは、そのリストに基づき消防機関も共に安否確認するということがあった。6月の市域全体の地震のときは、救助活動等に関する通報で動けないという状況は実際にはあったようだ。</p> <p>私たちは日々見守りをしていて、この方は転居されたとかお亡くなりになられたとかの情報を自分で名簿から省いて市の方に連絡を入れたり、社協（社会福祉協議会）の方に連絡を入れたりするのだが、実際問題タイムラグが生じる中で、名簿を持って救助等に行かれた場合に、対象者がいないと慌てふためいて、二重、三重に時間を取るのは非常に効率が悪いと思う。これらの名簿について、本人の承諾も無いまま茨木警察署及び消防機関に提供するのは、今でも民生委員にも名簿を出さない、知られたくないという方がいる中で、どうかと思う。実際に今回の避難に関しても、近隣の者の方がよく知っていて迅速に動いているので、個人情報を知られたくないという方についてまで情報を全部出すこと、特に障害の方の名簿については、非常に危惧するところがある。そういうことについては、どう考えているのか。</p>
地域福祉課	<p>確かに、特に障害は人によって非常に知られたくない情報かと思われる。消防機関も平時から情報を活用することでは基本的にはないので、日頃の見守りの中で、情報を活用して茨木警察署及び消防機関が動くということではない。実際に災害等の緊急時に状況の把握をするため、その方だけでは避難が難しいであろうと活動する。確かに地域には、障害を持つ方の世帯で、日頃から見守りをしてほしい人もいれば、そうでない人もいる。その辺りは民生委員が実際の活動の中で回って知っておられる。名簿は民生委員・児童委員にとっては日常のものであり、実際に足で得る情報が一番だと思っている。ただ緊急時にはとにかく色々な人、動ける人が動いていかなければいけない。民生委員・児童委員だけで回れるものでもない。災害の規模にもよるが、色々な機関を巻き込んでいかなければいけないときに、この人がどこに居るかという情報を都度、その時点でやり取りすることは市としてなかなか難しい。実際に今回の災害で自分たちも動いてみて統制が取りにくいことが分かった。やはり災害が起きた時に、こういう支援を</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
武本委員	<p>要する方が市内にいることを共有する点で必要ではないかと考えている。紙媒体は前回の諮問で答申を頂いているので、今回はそれを電子情報で、という話である。現在も紙媒体での情報提供をしているが、障害の程度も色々あり、ご自身で避難できる方もそれに越したことはないが、やはりそういった要援護者が一定数いることについて情報の共有が必要でなかろうか。ただ、色々な考えがあるのは当然だし、日頃の見守りとは少し線を引いて考えないといけないのではと思う。</p> <p>緊急時に対応するために、ということで、日常とは基本区別している。ただ緊急時であっても、茨木警察署及び消防機関よりも自治会等狭い範囲の中できちんと確認をし、今不在なのかどうなのか、この方は緊急的に病院に運ばなければならないとかいうことを、茨木警察署及び消防機関のように大きなくくりの中で一斉に数を把握するより、各地域で名簿を持っておく方が緊急時の名簿としてはいいのでは思う。ただ、茨木警察署及び消防機関の方が知りたいのだろう。それは個人情報としてどこまで守れるか、緊急時に本当に活用されるかどうか、私にはちょっと見えない。</p>
地域福祉課	<p>実際の活用という点では名簿の運用は課題がある。民生委員や自治会等の小さな単位で情報を把握するのが一番タイムリーで確認には早い。今回もそれで安否確認が非常に進んだため、そこをむしろ茨木警察署及び消防機関に求めることは難しい。ただ、民生委員・児童委員の活動の中で、普段から見守りが出来る方、あるいはそもそもなかなか連絡がつかない方等様々いる中、大きい単位で確認していかないといけない部分もあると考える。災害時に使用する名簿については、地域のその状況を一番よく知っている者が自主的にリストアップし、確認を取り、この範囲は大丈夫だと言う以上に良い案はおそらく無いと思う。ただ色々な地域があり、それが難しい地域もある。状況を把握する中では、普段繋がりがなくても電話しないといけない場合もあるし、訪問してポスティングが必要になるケースもある。色々な単位の中で対策をしておく必要があると考える。実際の活用はどうかというと、提供する否かということとは別の話としても、非常に課題があると今回感じているので、今後検討の必要がある。ただ今回の趣旨としては、現在紙媒体の情報を、迅速に検索する作業はせめて電子にして簡略化したい。</p>
武本委員	<p>電子媒体に私は否定的ではないが、その情報をどこまで共有するのか範囲が心配である。消防機関は、この方は体の具合が悪いから、そういう状態で何かあったときに電話すると、すぐその家のことを把握している方が来る。警察にというのが、私は非常に危惧する。</p>
今井委員	<p>身体障害者、精神障害者や知的障害者等の情報を、警察でどのように活用するのか。世帯の氏名、生年月日等も全て警察で一元的に管理するという</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
地域福祉課	<p>ことだが、有事の災害時の人命救助や生命身体の安全のためだけに利用されるならそれはいいと思うが、警察に情報を流してそれで済むのか。情報を流した後は、警察組織内部の問題である。情報を提供したのは当市でも、提供先で組織的にどう利用されていくのか、それが心配だというのが一つある。もう一つ危惧されるのは、今回電子媒体で提供するということは、結局誰でも簡単に瞬時にコピーが可能であり、悪いことを考えている者が周りに気付かれずにUSBメモリで外へ持ち出すことが可能だということである。情報を提供する前に、市として茨木警察署及び消防機関に手当をどう要請するのか、ここが検討課題である。</p> <p>やはりUSB等へのコピーが非常に危惧されるところで、警察では基本的にUSB等の機器は一切使えないようになってきているようだ。もし仮にそういう操作をした時は、全てパソコンに記録される形になっている。それは先ほどのインターネットの話と同じで、誰がどうアクセスしたかが全て記録されて分かるようになってきているとのこと。組織としては当然それを防いでほしいと伝えることに尽きるが、電子媒体にコピーするという動作自体については、制限が掛けられているとのこと。ただ、その情報をどう使うか。平時に利用するものではなく、あくまで緊急時に使うということについては十分に伝え、警察の中でもしっかり管理するようお願いするしかない。情報という点では、紙媒体も同じなので、今までも当然そのようにやってもらっていると考えているが、電子の特性の部分も十分に配慮するよう伝えないといけないと思うし、十分な検討が必要だと考える。</p>
安尾委員	<p>今井委員の発言に関連するが、警察ではパソコン上の全ての動きを記録している。では、その記録した内容を誰が監査しているのか。その監査をせずに記録しているだけであれば、何の効果もない。茨木市に監査の権限はないとしても、実際に茨木警察署に行って自分の目で動作確認をしてみないと、担当者の口頭説明だけでは、現場がどうなっているのか、自信を持って言えないのではないかと。消防機関は茨木市のコントロール下にあるが、茨木警察署は大阪府のコントロール下なので、事情がかなり違うと思う。それと3年前に紙媒体での外部提供が諮問され、了承された。だが、資料の表を見ても分かるように、対象になる人数、提供先も非常に多い。そういう中であって、個人情報を取り巻く環境はこの3年間で変わってないのか。あるいは現場での運用方法が緩くなっていないか。紙媒体で提供した名簿のコピーはしていないが、誰かが自分のメモ用紙に手書きで必要などこだけ写す等、十分できる話なので、そういうことも含め運用の見直しをすとか。3年経ち、環境の変化もある。いい機会かもしれない。1回了承されたからとそのままやるのではなく、先ほど武本委員の発言のように、よくチェックすることが望ましい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
地域福祉課	依頼文を毎年提出してもらった上で情報を提供しているが、特に今回審議を要する話もある中で、同じ課の中で管理する二つの名簿について、管理方法が違うのはどうなのかと整理をしているところに、今回の地震が起きた。今年度から地域福祉課が担当することになったことも一つのきっかけとし、当初からこういう取決めの下、紙媒体で情報を渡してますよね、と改めて伝える必要がある。
森委員	名簿は二つ作るのか、それとも一つか。
地域福祉課	今の所二つ。名簿としてはそれぞれ全く別のものでそれぞれ目的が違う。ただデータ上、重複される方はいる。
森委員	平成27年の諮問書だが、別紙1の対象者が「要援護高齢者、障害者、一人暮らし高齢者のうち登録を希望する者」、別紙2は「市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者又は75歳以上の高齢者のみで構成される世帯」ということだが、今回の諮問だと、より対象者が具体的になっている。先ほどの説明では希望する者というよりは事実上全員という話で、ここはあえて抜いてこられたのかもしれないが、2の方の年齢、65歳が70歳に変わっている。ということは平成27年の答申が生きておれば、紙媒体の名簿の対象者と電子媒体の名簿の対象者は違うと思うが、そこはどういうことか。
地域福祉課	対象者を65歳から70歳にしたのは今年度からで、名簿提供はまだ行っていない。今回の答申で電子媒体もということになれば、改めて70歳以上の方に対しての部分だけ抽出する。つまり紙と電子の内容は同じ形で共有する。かつてその旧制度では手挙げ式だったが、今回は前回の答申を踏まえ、対象になる方全ての管理をしている。ただその中でも、対象にはならないが、今回の災害を受けて自ら入れてほしいと言う方も何人かはいたため、そこもまだ残しておく必要があるということで、この様な形にしている。ただ、提供するデータの内容は同じ。この3年、特に今年度、65歳だとまだまだ元気な高齢の方が非常に多いと感じた。今回災害の見守り時にも、仕事に行っていて安否確認が取れないということがあったので、今年度から70歳に引き上げる。そこの差異は無いと思われる。
森委員	それで問題はないと思うが、その変更を記録しておく必要はあるのではないか。答申書が出れば、独り歩きする訳なので。提供されているデータが違うということになると、もし何か問題が起きた時にどうかということになる。この整理をする時に一文を書くとか。一文を書くのがいいのか、法的な手続はどうか分からないが。
岡田会長	3年前の紙媒体による提供の諮問で、私たちは良としているから、外部提供自体については、情報が漏れるのではないかと付帯条件を付けたところの吟味が今回必要になっている。前回は65歳以上だったから、65歳を60歳にするのは非常に厳格にしないといけないが、65歳を70歳に引き上げるの

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新野委員	<p>は、保有情報が狭まるので、その部分は問題ないと思う。ただ65歳から70歳に変えることについては、前回との整合性を保つため、紙媒体で65歳の提供をすることになっていたのを、70歳にした趣旨を、どこかへ記載した方がいいと思う。備考にでも。</p> <p>平成27年11月に承認を得ており、提供する情報そのものに変化はないのだから、今回も承認せよと。だから、情報の漏えいについて、紙媒体と電子媒体の違いの部分だけ検討して、同様に心配ないところだけ審査してくれということではない。</p>
地域福祉課	<p>紙媒体の名簿は今後も更新していくのか。電子に変わったら、紙媒体の方は更新しないのか。</p> <p>情報の元データ自体はずっと更新をしている。それを今までは出力時に紙で出していたということで、出力する元データは同じである。紙自体の情報も毎年そのデータに基づいて更新され続けているので、今回もそのデータから電子と紙でそれぞれ出すことになる。紙媒体自体での提供はこれまでと変わらない。</p>
新野委員	<p>やがて紙で配ることは辞めようという方向にあるのか。</p>
地域福祉課	<p>今のところ、民生委員・児童委員には電子情報で渡すべきではないと思っている。非常に管理が難しいので、データを受け取った側も非常に困惑すると思う。民生委員・児童委員については地区担当の分のみ渡す。これはやはり紙媒体が望ましいと考える。しかし全件となれば情報量は膨大になり、その情報を共有しようという時には、やはり紙では限界があるため、茨木警察署及び消防機関へは電子情報での提供ができれば、わざわざ紙データを見ていく必要はなくなる。</p>
新野委員	<p>先ほど武本委員が民生委員の立場で発言された。本当に欲しい人の情報が載っていなかったり、居るはずの人がいなかったりということが現実に今回もあったという話なので、そこの食い違いが出ないように工夫をしていただきたい。</p>
今井委員	<p>例えば今回の諮問について、仮に承認として電子情報を渡すと。そこに含まれている個人の方で、私の情報は渡してほしくないという積極的に表明された場合は除外するのか。</p>
地域福祉課	<p>そういうことである。</p>
今井委員	<p>希望者は除外するというのは、広報で出すのか。</p>
地域福祉課	<p>11月の広報に載せている。情報データ作成の時期に、毎年広報に載せる。災害時避難行動要支援者名簿はまだ作り始めて歴は浅いが、前回の答申で全対象者となったときに、載せてほしくないという希望を全く無視するのは良くないということで、掲載希望しない方は申し出てくださいということを毎年広報でお知らせしている。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今井委員 地域福祉課	それは災害時避難行動要支援者名簿に載せてほしくないとか、あるいは高齢者世帯援護事業の名簿に載せたくないとか。 高齢者名簿の方については、別途、調査票を毎年送る形で状況を確認しているが、基本的には対象者全員載せる形である。広報でお知らせするのは、災害時避難行動要支援者名簿の方になる。高齢者の名簿については、緊急連絡先の変更がないか、調査を3年に1回くらいの頻度でしているところ。名簿作成の過程もそれぞれ違っているが、今、申し上げている方法については、避難行動要支援者名簿についてである。
今井委員 地域福祉課	除外の希望がない場合はその名簿に掲載し、できるだけ正確なデータとして載せる。今回承認が下りたら、それを茨木警察署及び消防機関に渡す。渡す直前に渡さないでほしいという希望を再度聞いたりはしないのか。 一旦、広報やホームページでお知らせした中で申出があった方については、データを作る際に除外している。データを茨木警察署及び消防機関に渡すということなので、その直前と言うともう少し後の段階になると思うが、そこで改めて何かでお知らせすることは、今のところしていない。
武本委員 地域福祉課	高齢者の名簿を作成する際に、公開への同意欄があったが、それも添付して名簿作成のときに聞かれるのか。 ひとり暮らし高齢者世帯名簿の同意欄について、過去はあったが現在はない。緊急連絡先を書きたくなければ書かずに回答されるので当然載らないが、そこに単身で暮らしているということ自体は提供することになっている。例えば、子どもの居住地などを公開されたくない方はそもそも回答を頂けないので、こちらも知りようがない。その方がそこにお住まいだということは、情報提供をさせて頂いているので、回答は実際には半分を切るくらいしか返って来ないが、細かい情報を頂ける方もいれば、そうでない方もいる。当然調査書に書かなければ、その情報は載らない。
武本委員 地域福祉課	平成27年の諮問書には、対象者は「登録を希望する者」となっているが、今回は希望するかしないに関係なく、全員載るということでよいか。 そうである。あくまでも住民基本台帳上、登録されている方については載せるようになっている。
武本委員	避難の支援、安否の確認等の迅速かつ的確な実施という目的において、茨木警察署及び消防機関の方が、緊急的な場合に要援護者のところへ迅速に出動するのではなく、健康な方であろうが何であろうが早急に事案を解決するために出動されるので、この名簿が緊急時に使われることに、疑問を抱いている。前回と同様に「登録を希望する者」とした方が、個人情報保護の観点からは私自身はいいかと思う。
岡田会長	3年前に承認した紙媒体での外部提供の資料の中で、対象者の年齢の変更があったと単純に考えていたが、そういう単純な話でないのであれば、外

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
地域福祉課	部提供することについて、紙媒体でも電子情報でも個人情報の漏えいの危険性が全然違うから、その点について再検討しなくてはいけない。そういうことが今回の審議会での審議事項になるのではないかと思っていたが、今のご意見を伺っていたら、外部提供される情報について紙媒体の3年前と、今回は若干違っているのか。
森委員 地域福祉課	登録を希望する方というのは、恐らく前回諮問する段階でそうだったということではないか。一人暮らし高齢者のうち登録を希望する者、これでワンセットである。ここは今、申し上げているように、ひとり暮らし高齢者であれば災害時避難行動要支援者名簿に自動的に吸い上げされることはないので、載せてほしいという人がいれば登録をしている。全員が「登録を希望する者」から変わったということではない。
森委員 地域福祉課	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯援護事業事務はどうか。そちらは災害時避難行動要支援者名簿とは別の特性でやっているの、そういう形になる。この二つのそれぞれのやり方が違うのでちょっと混同してしまっているところがあると思う。
森委員 地域福祉課	高齢者名簿の対象者が65歳から70歳になったということか。そういうことである。
岡田会長 地域福祉課	登録の時に希望しない人は、登録されないのか。災害時避難行動要支援者名簿の方で、掲載を希望されないということがあれば、元々のデータから省く。
岡田会長 地域福祉課	データから省かなくてもいいと言う人は、茨木警察署及び消防機関に外部提供することについても同意があったとみなすのか。
岡田会長 地域福祉課	同意したものとみなすということではなく、あくまでも同意を得ずに名簿自体を作るということで、その名簿を関係機関と共有するという中で守秘義務がある者に限定して、ということである。
岡田会長 地域福祉課	了解した。例えば、条例第37条のところ、茨木警察署及び消防機関は省いて渡すのか。
岡田会長 地域福祉課	はい、元々のデータから省いているものであればいや、元々のデータに入っているから茨木警察署に提供すると言って、警察に提供する分から省いてほしいと言われたらどうするのか。
岡田会長 地域福祉課	現在、その確認はとっていない。
岡田会長 地域福祉課	基本的には同意したものとみなして警察等に渡して、条例第37条に基づき個別に利用停止請求があったときは除くという措置を取るの、申出が無い限りは了解しているものとして全部渡すのか。
岡田会長 地域福祉課	実情としてはそういうことになる。外部のどこへ提供するかということの同意について、現時点では取っていない。
岡田会長	外部に提供する分については、了解しているとみなしてやる訳か。省く分

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
武本委員	<p>については、条例第37条で要請があった場合には省くという実務上の流れになるのか。行政が一括して流れ作業でしているときには、行政の方が配慮してやらないといけない。</p> <p>広報でお知らせしていると言うが、目が悪い人に広報は非常に読みにくいし、読む人によって隅から隅まで読んだり、あまり読まれなかったりする。自分の目的のページだけを見る方も結構いる。高齢者や障害をお持ちの方は、広報をしっかりと見ている時間もないし、会長が言われるように、判断を的確に飲み込んで、本当は載せてほしくなくても意思表示ができない方もいると思う。だから名簿作成時に、茨木警察署及び消防機関に情報提供する旨役所から説明してあげる方が、個人情報保護の目的において必要ではないかと思う。というのは、民生委員も名簿をもらい、いつの間にか名簿やその内容が漏れていると怒られたり、憤慨されたりすることがある。どこでどうなっているのか、私にも分からないことが実際にある。自分の情報が分からないままに拡散するというのは本当に怖い。名簿の作成について、どういう目的でどこまで提供するのか、大きな文字ではっきり書いて、その上で情報提供可能か確認を取った方が親切ではないかと思う。自分の情報が知らないうちに拡散するということは、本当に怖い。</p>
岡田会長	<p>確認したいのだが、諮問書の「事務の目的及び概要」で「民生委員、消防、警察に依頼に基づき」となっているのは「警察の」の間違いか。</p>
地域福祉課	<p>そうである。</p>
岡田会長	<p>そうすると、茨木警察署や消防機関に情報を渡して、それらの機関から民生委員に提供されるということか。</p>
地域福祉課	<p>いや、それぞれから依頼をもらい、それぞれに渡すという形である。</p>
岡田会長	<p>そうするとなぜ、外部提供先から民生委員が抜けているのか。</p>
地域福祉課	<p>これは紙媒体での諮問を前回させていただいたときのものである。今回の件は電子情報での提供について意見を聞いている。電子情報の提供先は、茨木警察署及び消防機関だけである。民生委員・児童委員については、前回の諮問で答申いただいたとおり、紙媒体で渡す。今回の諮問書自体の外部提供先は、あくまでも電子情報として提供する先として二つを挙げている。</p>
岡田会長	<p>言葉足らずである。</p>
地域福祉課	<p>備考欄に書いているように、あくまでも前回の答申に基づいて、今回追加で意見を頂いているので、このような書き方にしている。</p>
岡田会長	<p>そういうことか。了解した。</p>
浦野委員	<p>茨木警察署及び消防機関には紙媒体と電子情報の両方が渡るのか。</p>
地域福祉課	<p>前回の諮問で紙媒体の了解を頂いたので、紙媒体でも渡す予定である。ただ、実際は依頼に基づく提供のため、電子だけでよいとなれば、そうする</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	ことになる。今回はあくまで追加で電子媒体でという話である。
地域福祉課	くどいようだが、民生委員の依頼に基づいて紙媒体で外部提供するが、民生委員の要請があっても電子媒体で提供する先は、茨木警察署及び消防機関だけということによいか。
安尾委員	そういうことである。
地域福祉課	そこを現実に見直すと、「警察の依頼に基づき」だから、毎年、茨木警察署から依頼がなければ渡さないのか。
安尾委員	そうである。あくまで依頼に基づいて渡す。こちらから勝手に渡すものではない。
地域福祉課	毎年茨木警察署から情報提供の依頼が来ているのか。
岡田会長	そういうことである。今までは紙で。
地域福祉課	更新は何年に1回か。
岡田会長	1年に1回である。
地域福祉課	ということは、最低1年に1回は依頼がくるということか。その時に直近1年間の個人情報保護との関係において、茨木警察署に問題があれば、もうやめにすると。問題が無ければまた継続しようということになる訳か。
武本委員	そういうことになる。実際には取決めを守ることをしっかり同意した上で渡しているの、それが守れないのであればその話は成り立たないと考えている。
地域福祉課	今まで茨木警察署及び消防機関が、平時に情報がないことから不具合があったのか。
武本委員	これを提供していないことでの不具合は無かったのではないかと思う。ただ、量が多いため、現在渡している紙媒体での情報の活用はできなかったということである。実際にこの情報に基づいてでなければ、警察が動けないということではないはずである。特に緊急時は、迅速に対応する中で広く情報を共有しておく必要がある、という話である。具体的に名簿がないと業務が滞るということではないと思う。
地域福祉課	特に緊急時の対応に使うために、名簿をCDに落とし活用すると受けとめたが、緊急時にそれほど使えないのであれば、今までと同じ状況でも個人情報保護の点ではいいのではないかと。
浦野委員	今、使えていないと言ったのは、電子情報でなく紙媒体で活用するのは難しいということ。もし電子であれば、対象者について検索をかけることもできるので、紙でできないことが電子では可能となるという話である。
岡田会長	更新の時期が1年に1回では間隔が長すぎるかと思うが。
新野委員	他に、担当課への確認あるいは質問事項があるか。
地域福祉課	本日承認されたら、いつから具体的に動き出すのか。
	1月1日時点でのデータで、民生委員・児童委員に渡す準備を進める。更

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長 地域福祉課	新を順にしているのので、2月か3月に実際の提供を行うことになると思う。ただ、先ほども申し上げたが、依頼があってから渡すので、警察からの依頼の時期が遅ければ、それから渡すことになる。
安尾委員	準備だけはするという事か。
地域福祉課	そういうことである。データの更新自体は、民生委員・児童委員にお渡しするためのもので現在進めている。
安尾委員	茨木市の住民基本台帳データベースの中に、外部提供してほしくないところがあるか。
地域福祉課	別途システムがあり、そこから抽出して、そのシステムの中で登録・除外するという形である。住民票のデータはその元データになる。
安尾委員	本当は面倒でも住民データベースの中に色んな区分があって、常にその区分が更新されていたら、茨木市としていつでも取り出せるみたいなのは望ましい姿ではない。
地域福祉課	あらゆる課で使っているが、確かにそのようなところはあると思う。
岡田会長	それでは質問が無いようであるので、担当課には退出していただくことになるがよろしいか。
各委員	<異議なし>
<質疑応答終了／地域福祉課退出>	
岡田会長	本件議題の諮問について、どのように答申すべきか、審議会の意見を統一したい。
新野委員	凄く細かいことだが、3年前に65歳以上で今度70歳以上となって、実際に作業が始まるのが来年の1月だったら、3年前に65歳だった人は68歳。70歳以上ということは69歳の人欠落することになる。70歳に達してない69歳の人欠落する、そんなことは気にしないでいいか。
安尾委員	そのくらいの年齢になると、個人差も大きい。
岡田会長	「65歳以上のひとり暮らし高齢者」と「75歳以上の高齢者のみで構成される世帯」というのは同じではないのか。
事務局	世帯で、75歳以上超えている方のみで構成された高齢者世帯である。
岡田会長	外部提供の必要性や外部提供するという事について、公益上の要請が認められるという点については、前回、紙媒体での提供の時に検討したため抵抗感は少ないと思うが、紙媒体ということと、電子情報そのままの形で提供するという事についての相違と、それから65歳と70歳ということは担当課の意思を尊重してそれでいいかと思う。この点についてご意見を賜りたい。
安尾委員	消防機関については、以前の審議会の場で消防本部の中でどういうことをしているのか聞いて、ある程度、浮かぶものがあるが、やはり茨木警察署の中で、本当にどんなアクションを起こしてくれるのか、どんな管理をし

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>ているのかが見えない。警察は、情報はもらうが、そこは言いたがらない性格なので難しいかもしれないが、どう使うのか、どのように管理しているのかということ、現場で見た方がいいと思う。</p> <p>担当課に帰ってもらうのが少し早かったか。今回の地震や大雨、台風により、警察に紙媒体で要請されて、紙媒体で提供していたが、こういう不都合があったという事実の確認と報告をもらえればよかった。全然関係無かったならば、警察にはなぜ情報を渡すのかということになるから。</p>
事務局	<p>先の、もう少し規模が大きな災害を、担当課は想定していると思う。今回の地震であれば、直ちに命の危険が迫っていて救助に向かわないといけないというケースはそう多くなかったと思うが。</p>
武本委員	<p>別紙1の提供する理由に、「要介護高齢者や障害者など自ら避難することが困難な人」と書いてある。「自ら避難することが困難な人」というのと、名簿に障害者全部載せるということとの関連性がちょっと疑問である。障害があっても自らでなくても家族と一緒に逃げることが可能であれば一緒に避難できると捉えてもいいのかなと。この辺りのところ、障害ということで区別というか、差別に繋がる部分があるのではないかという気持ちはある。ここで1・2級とか、療育手帳A所持者という風に、ある程度限定されているからこういった言葉は必要かと思うが、家族の同意がある方がいいと思う。</p>
安尾委員	<p>対象者と書いてあるところは、これは広く網を張っている感じがして、必ずしもこの全員がということではないような気がする。人数も多いから。</p>
武本委員	<p>特にこれが警察というところなので、危惧される。</p>
今井委員	<p>実際に大規模災害になったときに、茨木市の消防署だけでなく、他市町村も応援に駆けつけると思う。あるいは地域課を初め、警察官の避難誘導等で、てんでこ舞いすると思うが、実際災害が起こって1日目、2日目くらいにこの名簿を使って有利に動けるのかというと、規模が大きくなればなるほど難しいのでは。</p>
武本委員	<p>自主防災組織にも今回外部提供をするということか。</p>
事務局	<p>紙媒体では、既に平成27年に答申をいただいている。</p>
武本委員	<p>自主防災組織というのは以前からあるのか。</p>
事務局	<p>随分前からある。全部の地域にあるとは限らないが、各小学校区に、ということで広げている。</p>
安尾委員	<p>自治体単位で作れるところは作っている。</p>
武本委員	<p>名簿がかなり色々なところに行き渡っているという風に捉えていいか。</p>
事務局	<p>鍵付の保管庫まで渡しているの、誰でも地域の人が見られるという状態にある訳ではない。</p>
武本委員	<p>そういう関係者は1部ずつ持っているという風に捉えてよいか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	いや、1部しかないし、発災後でしかコピーも取ってはいけないうことになっているし、保管するところが決まっているので。自治会長が自宅で持っているとか、そういうものではない。
岡田会長	外部提供といっても、持っている情報を全部というのではなく、その中からこれだけというふう限定してやるのか？
事務局	自主防災会にはその地区の分だけ渡している。ただ茨木警察署及び消防機関へは、量が多くなるので、ということである。
武本委員 事務局	今まで外部提供してきて、何ら問題はなかったと捉えていいか。 漏えい事件等は起きておらず、問題はない。余談だが、あいうえお順で渡しているの、紙だと特定の人を探すとやがて分らないと思う。その辺の使い勝手の悪さが、ちょっとネックになっていると思う。
岡田会長	諮問の趣旨を読むと、条例の枠内において外部提供してもいいのではという結論に繋がるかと思うが、個人情報保護という観点から、3年前の答申の承認の条件、このところについて委員の意見を反映して、多少なりとも厳しい条件を付けてもいいのではないかと思う。
浦野委員 事務局	今回の諮問は、紙媒体をただCDに焼いて便利にするということか。 そうである。検索しやすくするということである。
安尾委員 岡田会長	とは言いつつも、3年前に決めた答申そのままでいいのか。 3年前にも承認をもらっているからいいのではないかという担当課の論理構成が見えるが。
武本委員 岡田会長	今回も承認の条件を同じ内容でいいのか まるっきり同じでなくて、もう少し厳しくてもいいのではないかというのが、先生方の意見を伺っている私の感想である。条件というか、承認に係る「要望」という形で、結構厳しく書いていいのではないか。
安尾委員	3年前を是とするだけでなく、総点検をして今にそぐわない部分があったら運用を改めるとか、そういう行動に移すような総点検をしてほしいという気持ちである。
岡田会長 浦野委員	先生方の意見を反映してほしいと思う。 一つ気になるのだが、載せないでほしいと言う方は載せないというが、載せていない方をどうするのか。載せている方は確認がいくけれども、載せていない方は確認がいかないということになるのか。載せるのであれば、全員載せるべきではないか。
岡田会長	情報収集は既に済ませているが、外部提供するときには本人の同意がないとできない。本人の同意なしに外部提供したときには、条例第9条違反として当該保有個人情報から自分の情報を削除してほしいという削除請求権がある。そういう個人的な動きによって、個人情報保護の関連において要望がある人を処理することがあるが、要望等を高齢者に期待するのは無理

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
浦野委員 事務局	<p>であるから、特に要望がない限りは了承したものとみなして画一的に処理するより、実務上は仕方がないかと思うのだが。建前上は、本人が外部提供は嫌だと言ったら、その部分を省いて警察等に渡さないといけない。ただいちいち確認することはできないから、情報収集の段階において、公益上必要があって警察等に外部提供する時には、基本的に同意があったものとして、本人の同意確認をせずに外部提供すると。本人の同意なしに外部提供したのは本人の意に反するというものであれば、事後的な手続上の措置に任せるといふ、実務上の運用になるかと。</p> <p>担当課は、その欄を外していると言っていたかと。</p> <p>外部提供するデータからは消えるが、市が保有する個人情報の中から消えるものではない。その方は要支援者名簿の中に載ることになる。</p>
武本委員 事務局	<p>市が保有する分に関してはいいかと思うが、警察というところが気になる。特に障害の方について。目的が災害時というところがあるので、何故災害時に、迅速に動けない警察に情報提供するのか、それが引っかかる。</p> <p>セーフティネットを多重的に置いておくという趣旨だと思う、一人も見逃さないという趣旨で。確かに他に使うのではないかという懸念は当然あると思うが、そこは我々公務員の守秘義務とか、もしそういうことがあれば刑事罰の対象になるような事象とも言えると思うので。できる範囲でチェック体制というのを、警察も捜査の壁もあるので、どこまで教えてくれるのか、今即答は難しいが、要請するようにはしていく。</p>
武本委員	<p>地域の機能が働かない期間に情報提供すること自体が、個人の尊厳にかかわる問題ではないか。誰が載ってるのか、こういうことをどうしているのか、全く本人が確認することもないし、知らない間に拡散していくという。多分そういうことはないと思うが、この頃色んなところで情報漏えいや想像しないようなことが起こり得ているので、何となく不安である。</p>
岡田会長	<p>不安な気持ちについて、条例第9条の本人同意でチェックをかけるか、本人の同意が無くても、公益上必要という6号ですか、その釣り合いの問題である。本人が同意しないものを画一的に処理するのは、実務上手間暇もかかるし一人一人確認する訳にいかないから、公益上必要であると6号でやって。1号で同意があったものとみなしてさっとやって、同意みなしという点で問題がある時には、事後的な停止・削除請求権の行使ですか、それとも1号ではなくて6号で、あなたが同意しようがしまいが、公益上の必要から外部提供したと突っ走る。どちらがいいのか。だけど既に6号で外部提供すると結論を出しているから、「要望」という制約を増やすような答申を出すべきではないかなと思っている。そういう方向でよろしいか。どういう要望にするかについては、事務局でまとめた発言を反映する形で。プラスアルファとして意見があれば、追加意見がほしい。他に</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員	<p>何かないか。</p> <p>例えば消防が電子情報の提供が年に1回でいいと言っているのだとしたら、本気で使うつもりがあるのかなと。極端に言えば、毎月最新の情報がほしいというなら、これは本気だなと、そんな風を感じなくもない。そこはまだ消防とはやりあってないのだろうと思うのだけれども。この先の使い方が、どれだけ有用かである。</p>
武本委員	<p>私は、この名簿を提供して、その年に何回この名簿を必要としたかという使用頻度を市に報告していただけたらいいかなと。その報告内容によって、全く必要ないというのであれば、その関係機関にはこの情報を提供しないということにしてもいいのではないかと思う。個人情報に関わる問題だから。</p>
事務局	<p>基本的には災害時に使う名簿となるので、使わない状況に越したことはないということではある。</p>
岡田会長 武本委員	<p>武本委員、今の発言はちょっと、条件や要望には書き込みにくいかと。本当はこういうことが起こらない、そのための情報提供ということですが。</p>
岡田会長	<p>逆は使えるんですけどね。その趣旨で提供しているのに、情報が洩れて個人に迷惑がかかっているという。</p>
事務局	<p>災害時の検証というのは必要になると思う。</p>
岡田会長	<p>特に異議がないようであれば3年前の答申を主体として、要望について、先生方の意見を取り入れる方向で答申することにして、確認する意味でもう一度審議会としての見解をまとめたい。</p> <p>本件議題の個人情報の外部提供に関して、公益上の必要その他当該保有個人情報の提供について合理的な理由があり、かつ、当該提供等によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと実施機関が認めることに異議はないか。</p>
各委員	<p><異議なし></p> <p>【議題(2) その他】</p>
岡田会長 事務局	<p>議題(2)「その他」について、事務局から何かあるか。</p> <p>現在予定されている諮問案件はないため、案件を受け付け次第、次回の審議会の日程調整をさせていただく。</p>
岡田会長	<p>本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。</p> <p>【閉会】</p>

以上

